

② 履修方法・修了要件

人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群
経営学学位プログラム(博士前期課程)

科目区分	科目群等	条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	経営学関連科目	選択	
	研究群共通科目の『経営基礎』、『会計基礎』について	選択	
専門科目	経営学関連科目	選択	
	学術院共通専門基盤科目の『トップレクチャーⅠ』もしくは『トップレクチャーⅡ』について	必修	1～2
研究科目	経営学関連科目	選択	
輪講科目	経営学関連科目	選択	
修了単位数			30

(修了要件)

2年以上在学し、学位プログラムごとに定める修了の要件として必要な授業科目の履修により所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(注)トップレクチャーⅠもしくはトップレクチャーⅡを1単位以上含む30単位以上を修得すること。

【別紙】科目と履修方法について

1. 科目の分類

- (a) 経営学学位プログラム(博士前期課程)の科目は、「基礎科目」、「専門科目」、「研究科目」から構成される。
- (b) 「基礎科目」及び研究群共通科目の「経営基礎」と「会計基礎」は、他の科目の受講に必要な基礎教育を行う科目である。各自の研究テーマや履修計画に応じて、必要な科目を履修すること。
- (c) 「専門科目」は、それぞれのテーマに関する専門的内容を講義する科目である。
- (d) 「研究科目」は、研究に必要な専門知識を習得するための科目で、主指導教員の下で行われる。
- 令和2年度以降入学の学生が履修する「研究科目」は、「経営システム科学研究Ⅰ-Ⅰ・Ⅰ-Ⅱ・Ⅰ-Ⅲ・Ⅱ-Ⅰ・Ⅱ-Ⅱ・Ⅱ-Ⅲ」である。当該学期に開講される未履修の「経営システム科学研究」の中で番号の若い科目から履修すること。ただし休学などの事情により、同学期に2単位より多く「経営システム科学研究」を履修する必要性が生じた場合は、「経営システム科学特別研究」を履修する。
- (e) 「輪講科目」は、研究に必要な最新の文献を輪読するなど、研究指導を支援することを目的とする科目である。主指導教員あるいは副指導教員が開講する科目を履修することが望ましい。
- (f) 科目の中には、指定した「基礎科目」や「専門科目」を履修済みであること、またはそれと同等の知識を有することを受講の条件としているものがある。そのような科目については、シラバスや「③ 授業科目の概要」の授業概要欄に事前に履修すべき科目名や受講のための要件が記載されている。
- (g) 非常勤講師が担当する科目については、当該年度に実施可能な時間数が決まった段階で、開講科目をアナウンスする。実施可能な時間数に制限があるため、毎年すべての科目を開講できるとは限らないので注意すること。

2. 履修のためのガイドライン

- 修了までの2年(4学期)間のもっとも標準的と考えられる時間配分は、およそ次のようなものである。
- (a) 1年次の春学期A・Bには、必要な「基礎科目」と「経営システム科学研究・Ⅰ-Ⅰ」を中心に履修するとともに、主指導教員を選択する。
- (b) 1年次の春学期C以降には、「専門科目」と「経営システム科学研究・Ⅰ-Ⅱ・Ⅰ-Ⅲ」の履修を通して、以降の学習および研究のための基礎を固め、研究テーマの方向を定める。履修計画をたてるにあたっては、主指導教員と相談することが望ましい。
- (c) 2年次には、2年次向け「専門科目」と「経営システム科学研究・Ⅱ-Ⅰ・Ⅱ-Ⅱ・Ⅱ-Ⅲ」の履修と並行して、各自のテーマに応じて研究に努め、「修士論文」を完成させる。

3. 修了要件

(a) 合計 30 単位以上を取得すること。ただし 30 単位の中に、学術院共通専門基盤科目の「トップレクチャーⅠ」もしくは「トップレクチャーⅡ」を 1 単位以上含むこと。

なお、経営学学位プログラム(博士前期課程)開設科目(トップレクチャーⅠ・Ⅱ, 経営基礎, 会計基礎を含む)以外の本学開設科目, さらに他大学院で取得した単位のうち, 教員会議で承認が得られたものを, 入学前既修得単位と合わせて最大 10 単位まで修了要件の単位に含めることができる。

(b) 本学位プログラムの定める規則に従って, 「修士論文」を完成させ, 提出すること。

(c) 「修士論文」は, 学生本人の在学期間中の研究活動を反映したもので, 学術論文と同様な形式で作成される。詳細は経営学学位プログラム(博士前期課程)教育関係内規に従う。

(d) 「修士論文」の審査に合格すること。

(e) 最終試験に合格すること。

4. 学位

3. の修了要件を満たした者には, 「修士(経営学)」の学位を授与する。

5. その他

(a) 上記の規定で定めること以外は, 筑波大学大学院学則等の上位規則の定めに従う。

(b) 開設年度または単位数が異なる同一科目を修得した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した方の科目のみである。後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。